

(別紙様式 3 6 - 4)

実包火薬庫「保安検査」事前調査票

作成者職・氏名 _____

連絡先電話番号 _____

事業所名		代表者職・氏名		
事業所所在地				
電話番号		ファックス番号		
取扱保安責任者	資格	正 (甲・乙)	副 (甲・乙)	代理 (甲・乙)
	氏名			
実包火薬類の所在地				
実包火薬庫	許可火薬類の種類	許可貯蔵量 kg	定期自主検査実施日	
	号棟		年度	
	号棟		第 1 回 年 月 日	
	号棟		第 2 回 年 月 日	
号棟				
第 1 種保安物件名	第 2 種保安物件名	第 3 種保安物件名	第 4 種保安物件名	
法定保安距離 メートル	法定保安距離 メートル	法定保安距離 メートル	法定保安距離 メートル	
申請書面保安距離 メートル	申請書面保安距離 メートル	申請書面保安距離 メートル	申請書面保安距離 メートル	
実測保安距離 メートル	実測保安距離 メートル	実測保安距離 メートル	実測保安距離 メートル	
検査項目	省令等	検査基準	判定基準	自己点検結果
位置	規則 2 4 条 1 号	湿地を避けた位置とする。	地盤の湿気の状態を確認すること。	適 ・ 否
構造	同 2 4 条 2 号	平屋建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造、石造で基礎は堅牢高位とし排水に留意する。	ヒビ割れ、風化等がないこと。 基礎が露出していないこと。 排水溝の詰まりがないこと。	適 ・ 否
壁	規則 2 7 条 の 4 第 1 号	鉄筋コンクリート造の場合は、20 釐以上、煉瓦造、コンクリートブロック造、石造の場合は 30 釐以上。	ひび割れ、風化等がないこと。	適 ・ 否
扉	規則 2 4 条 4 号	火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。	外扉は厚さ 3 mm 以上の鉄板とすること。内扉は木製板戸。 内扉、外扉及び外扉の錠は、日本産業規格 K4832 (2018) 火薬類の盗難防止設備の要求事項の各基準に適合すること。 内扉及び外扉はそれぞれ錠を使用すること。	適 ・ 否
窓	同 2 4 条 5 号	窓を設ける場合は、地上から 1.7 釐の高さ、直径 1 釐以上の鉄棒を 10 釐以下間隔ではめ込む。内方に不透明のガラス引戸、外方に外から容易に開かない防火扉とする。	窓ガラス、防火扉の破損がないこと。	該当無し 適 ・ 否

床 通気孔	同 2 4 条 6 号	床高は地盤面から 30 釐以上。床に 2 個以上の通気孔を設け、金網を張る。(幅 20 釐以上の通気孔には約 5 釐間隔で直径 1 釐以上の鉄棒をはめ込む。)	床面の破損がないこと。 通気孔の金網破損がないこと。 通気孔を設けない場合は、床と地盤面の間に、防湿フィルムを敷設するか、床面に防湿塗料を塗布すること。	適 ・ 否
内 面	同 2 4 条 7 号	内面は木板とする。	内面に割れ、釘の浮きがないこと。	適 ・ 否
床 面	同 2 4 条 7 号 の 2	床面には鉄類を表さない。	鉄類を表さないこと。	適 ・ 否
換 気 孔	同 2 4 条 8 号	金網張り、火薬庫の大きさにより天井に 1 個以上、両つまに各 1 個以上付ける。	換気孔の金網の破損がないこと。	適 ・ 否
暖 房 房	同 2 4 条 9 号	暖房設備は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離する。	次のいずれかの基準に適合すること。 ①火薬庫と完全に隔離した熱源で加熱された熱水又は水蒸気による放熱体を火薬庫内に設置する場合、放熱体の熱面には、取り外しが可能で掃除ができる構造の適当な覆いを取り付けること。 ②火薬庫と完全に隔離された熱源で加熱された熱風を火薬庫内に送り込む場合、吹き出し口の温度は 50 度以下とし、熱源からの熱粉じんが吹き出し口から飛び込むおそれがあるときは、吹き出し口の前面に不燃性板等を設置して熱粉じんの飛び込みを防止すること。 ③火薬類が飛散するおそれがない火薬庫において、エアコンディショナを設置する場合、吹き出し口の温度を摂氏 40 度以下とし、電気配線は火薬庫内に表さないようにすること。	該当無し 適 ・ 否
照 明	同 2 4 条 1 0 号	照明を設けた場合は防爆式電灯、配線は金属線ビ工事、金属管工事、がい装ケーブル工事とする。自動遮断器、開閉器は庫外に設置する。	防爆式電灯であること。 スイッチ等は庫外にあること。	該当無し 適 ・ 否
屋 根	同 2 7 条 の 4 第 2 号	厚さ 20 釐以上の鉄筋コンクリート造とすること。	雨といの破損、詰まりがないこと。 雨もりがないこと。	適 ・ 否
避 雷 装 置	同 2 4 条 1 2 号	避雷装置を設ける。	平成 27 年経済産業省告示第 145 号の基準に適合していること。	適 ・ 否
警 戒 ・ 消 火 設 備	同 2 4 条 1 4 号	警戒札及び貯水槽等の設置、境界に沿って 2 釐以上の空地を設け、境界に有刺鉄線を張る。	警戒札(「煙火火薬庫」「火気厳禁」等)は明確であること。空地に燃えやすいものが堆積していないこと。十分な消火用水と消火用器具は整然と用意されている	適 ・ 否

			こと。	
警鳴装置	同 2 4 条 1 6 号	警鳴装置を設置するか、見張所等を設置し、見張人を受持配置すること。(デジタル技術による措置でも可)	日本産業規格 K4832 (2018) 火薬類の盗難防止設備の要求事項 3.4 火薬庫及び庫外貯蔵所に用いる自動警報装置の基準に適合する警鳴装置を設置すること。	適 ・ 否

◆最大貯蔵量 10 万個以下の実包火薬庫である場合

検査項目	省令等	検査基準	判定基準	自己点検結果
壁 屋 根	規 則 2 7 条 の 4 第 2 項 第 1 号	壁及び屋根が、厚さ 20 ㎝以上の鉄筋コンクリート造であること。	設置時と同様な構造を有していること。	適 ・ 否
窓	同 2 7 条 の 4 第 2 項 第 2 号	窓が設けられていないこと。	窓が設置されていないこと。	適 ・ 否
警 戒 札 警 戒 設 備	同 2 7 条 の 4 第 2 項 第 3 号	火薬庫付近には、警戒札その他の警戒設備が設けられていること。	境界には有刺鉄線等を張り、警戒札(「煙火火薬庫」、「火気厳禁」等)を立てること。	適 ・ 否
耐 震 性	同 2 7 条 の 4 第 2 項 第 4 号	火薬庫設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものによる地震力に対して、その安全性が損なわれるおそれがないこと。	設置時と同様の耐震性を有しており、最大規模の強さの地震力に対して、安全性が損なわれるおそれがないこと。	適 ・ 否
位 置	規 則 2 4 条 1 号	湿地を避けた位置とする。	地盤の湿気の状態を確認すること。	適 ・ 否
構 造	同 2 4 条 2 号	平屋建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造、石造で基礎は堅牢高位とし排水に留意する。	ヒビ割れ、風化等がないこと。 基礎が露出していないこと。 排水溝の詰まりがないこと。	適 ・ 否
扉	規 則 2 4 条 4 号	火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。	外扉は厚さ 3 mm 以上の鉄板とすること。内扉は木製板戸。 内扉、外扉及び外扉の錠は、日本産業規格 K4832 (2018) 火薬類の盗難防止設備の要求事項の各基準に適合すること。 内扉及び外扉はそれぞれ錠を使用すること。	適 ・ 否
床 通 気 孔	同 2 4 条 6 号	床高は地盤面から 30 ㎝以上。床に 2 個以上の通気孔を設け、金網を張る。(幅 20 ㎝以上の通気孔には約 5 ㎝間隔で直径 1 ㎝以上の鉄棒をはめ込む。)	床面の破損がないこと。 通気孔の金網破損がないこと。 通気孔を設けない場合は、床と地盤面の間に、防湿フィルムを敷設するか、床面に防湿塗料を塗布すること。	適 ・ 否

内 面	同 2 4 条 7 号	内面は木板とする。	内面に割れ、釘の浮きがないこと。	適 ・ 否
床 面	同 2 4 条 7 号 の 2	床面には鉄類を表さないこと。	鉄類を表さないこと。	適 ・ 否
換 気 孔	同 2 4 条 8 号	金網張り、火薬庫の大きさにより天井に1個以上、両つまに各1個以上付ける。	換気孔の金網の破損がないこと。	適 ・ 否
暖 房	同 2 4 条 9 号	暖房設備は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離する。	次のいずれかの基準に適合すること。 ①火薬庫と完全に隔離した熱源で加熱された熱水又は水蒸気による放熱体を火薬庫内に設置する場合、放熱体の熱面には、取り外しが可能で掃除ができる構造の適当な覆いを取り付けること。 ②火薬庫と完全に隔離された熱源で加熱された熱風を火薬庫内に送り込む場合、吹き出し口の温度は50度以下とし、熱源からの熱粉じんが吹き出し口から飛び込むおそれがあるときは、吹き出し口の前面に不燃性板等を設置して熱粉じんの飛び込みを防止すること。 ③火薬類が飛散するおそれがない火薬庫において、エアコンディショナを設置する場合、吹き出し口の温度を摂氏40度以下とし、電気配線は火薬庫内に表さないようにすること。	該当無し 適 ・ 否
照 明	同 2 4 条 1 0 号	照明を設けた場合は防爆式電灯、配線は金属線ピ工事、金属管工事、がい装ケーブル工事とする。自動遮断器、開閉器は庫外に設置する。	防爆式電灯であること。 スイッチ等は庫外にあること。	該当無し 適 ・ 否
警 鳴 装 置	同 2 4 条 1 6 号	警鳴装置を設置するか、見張所等を設置し、見張人を受持配置すること。(デジタル技術による措置でも可)	日本産業規格 K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項 3.4 火薬庫及び庫外貯蔵所に用いる自動警報装置の基準に適合する警鳴装置を設置すること。	適 ・ 否